

平成25年第1回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成25年3月13日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 0時08分散会

本日の会議事件

開会宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院 院長	吉田博行君		

教育委員 会長
職務代理者

五十嵐 紀子 君

教育委員 会長

安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部

石川 誠 君

農業委員 会長
職務代理者

飛世 薫 君

農業委員 会長
事務局

秋山 照雄 君

監査委員

三原 紘隆 君

監査委員 局長

高岩 淑通 君

事務局出席者

議会議務局長

藤田 功 君

議会議務局長

浅利 知充 君

議会議務局 幹事

岡崎 忠幸 君

議会議務局 主任

御代田 知香 君

議会議務局 主任

樫木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。12番 菅原清一郎議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(神田壽昭君) ここで、副議長と交代いたします。

副議長(岡崎治夫君) おはようございます。議長を務めてまいります。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

15番 田宮正秋議員。

15番(田宮正秋君)(登壇) 第1回定例会に当たりまして、一括方式で一般質問をいたします。

自公政権が編成した2012年度補正予算と13年度予算案では、命を守る公共投資を重視する考え方が反映され、国民生活の基盤である道路や橋などの社会インフラの老朽化対策に、多くの予算が確保されております。

一連の予算措置を受け、国や地方自治体が管理するインフラの総点検が全国各地でスタートすることになり、総点検によって事業の優先順位をつけることができるため、無駄な事業は排除されるという大きなポイントがあります。

今回の予算措置では、インフラの大半を管理している自治体向けに防災安全交付金を新設し、補正予算と13年度予算案を合わせた総額で約1.6兆円を確保し、財政難で点検や補修が後回しになりがちな自治体に手厚い支援を講じることで、インフラの老朽化の対策を進める計画であります。

第1回定例議会が開会され、補正予算として国の緊急経済対策に伴う地域の元気臨時交付金事業が提案、可決されましたが、公共事業の前倒し実施を高く評価いたします。地方自治体の財政を支えているのは公共事業であり、ゼロ市債と公共事業の早期発注は、本市経済にあっては重要政策であります。まず市長のこの点についての御所見をお伺いいたします。

防災・減災予算では、総点検を速やかに実施し、緊急的な補修など必要な対策に6,160億円が計上され、また地方自治体による老朽化対策を推進するため、防災関連に使い道を絞った防災安全交付金に5,498億円が盛り込まれ、病院や福祉施設の耐震化、通学路の安全対策にも重

点的に取り組み、学校耐震化も、公立小中学校の耐震化率を90%から93%まで押し上げる予算が確保されておりますが、本市の実施事業についてお伺いいたします。

また、小規模地方公共団体におけるLED街路灯導入促進事業については検討されたのか、また通学路対策として、昨年開所したあいの実保育園がありますが、道道士別滝の上線と東広通交差点に信号機の設置を希望する声もありますが、道道でありますので、この点についてもお伺いいたします。

国の防災・減災事業は、今後10年間で100兆円とも200兆円とも言われております。東日本大震災の現地で仕事をしている本市の企業もあり、市の総合計画事業も推進していく上で育てていく業種であります。その結果、雇用にもつながっていくと考えておりますが、この点についての市長の御所見をお伺いいたします。

次に、障害者総合支援法についてお伺いいたします。

市長の市政執行方針では、「発達障害や難病等が新たに障害者の範囲に加えられることから、障害のある人が住みなれた地域において自立した生活を送ることができるよう、各種サービスの提供に努める。また、中小企業振興条例に基づき、障害者の雇用を継続して促進するほか、職業訓練などの就業支援を推進するとともに、相談・助言や福祉サービスの計画作成業務を市内福祉法人に委託するなど、障害者の円滑な社会生活を支援します」とあります。

これまでの障害者自立支援法の課題を修正し、名称を改め、制度の谷間を埋めるため、障害者の定義に治療法が確立していない疾病などの難病等を新たに加え、難病患者が福祉サービスを受けられるようになるなどが改正されております。

現在、地域活動支援センターでの障害者支援活動については、私は高く評価している一人ですが、今までの事業内容を伺うとともに、新年度の具体的な事業内容をお伺いいたします。

次に、障害者優先調達推進法は昨年6月20日に成立し、新年度から施行されますが、同法は、国と独立行政法人等に対して、障害者が就労施設でつくった製品の購入や、清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しても、障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。

現在、国などが商品の購入や業務委託をする際は、競争入札による契約が原則になっており、民間企業に比べ、競争力の弱い障害者就労施設が契約するのは難しいのが実情であります。

また、施設や自宅で働く障害者が増える一方で、景気の低迷により、民間企業からの仕事の依頼は減少しており、更には障害者施設への発注が不安定なため、国からの安定した仕事を求める声が高まっておりました。

こうした状況を踏まえて、障害者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的として、本法律が制定されました。この法律によって、自治体には、障害者就労施設などの受注機会の増大を図るための必要な措置を講じる努力義務が課せられております。それを実効あるものとするために、製品の調達目標を定めた調達方針を策定し公表しなければならず、その方針に即

して調達を実施し、調達実績は取りまとめて公表することが求められております。

新年度施行の法律であります。本市の前向きな取り組み姿勢をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

田宮議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から国の補正予算に関する本市の取り組みについて答弁申し上げ、障害者総合支援法及び障害者優先調達推進法については、副市長から答弁申し上げます。

国は、緊急経済対策に伴う平成24年度補正予算と新年度予算を合わせ、約103兆円の15カ月予算を編成することで、景気下支えと早期のデフレ脱却を目指しており、本市においても、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、25年度当初予算で計画していた事業の前倒しや追加によって、特別会計と合わせて約4億8,000万円の24年度補正予算を計上するとともに、新年度予算においても、元金臨時交付金として約2億円を見込み、当初予算で市道単独整備事業を初め河川整備、街なかミニ公園整備事業などを計上したところであります。また、このうち防災関連では、道路ストック総点検事業として茂志利トンネル点検を実施する予定であります。

次に、国の補正予算に盛り込まれた各省庁の政策等についてであります。特にお尋ねのあった事業についてお答えいたします。

まず、小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業については、環境省が、LED照明導入計画を策定する地方自治体に対し、その策定費用を助成するもので、計画に基づきリースによる導入を図る場合には、取り付け工事費用の一部も補助されるものであります。

本市の場合、自治会所有の防犯灯については本事業の対象外ですが、交通事故防止のための道路灯が交差点等に設置されており、この道路灯のLED化については、検討の結果、路面の照度を確保するため大型の道路照明器具が必要なこともあり、現時点ではトータルコストが割高となるため、導入を見送った経過があります。

道路灯の設置に当たっては、環境にも配慮の上、従来の水銀灯からナトリウム灯への移行を進めているところでありますが、今後とも照明機器の技術開発、国の支援制度等の動向を見ながら、LED化の可能性についても検討してまいります。

次に、信号機の設置についてであります。毎年、市民要望等を取りまとめ、土別警察署を通じて北海道公安委員会に要請活動を行っているところでありますが、南大通と東広通交差点の信号機設置は、今年度最も優先度が高い路線として要望しているところであり、早い時期での実現を期待しているところであります。

これら国の補正予算に係る繰越事業等の工事は、本格的な着工は雪解けとなる場合もありますが、受注者からすると、早期に資材や労務者が手配できるといった利点があり、企業の経営安定にも資するとともに、働く方々の雇用機会の拡大にもつながることから、これまでも積極的に取り組んできており、平成24年度の補正予算で計上した繰越事業、ゼロ市債事業等を含め

た工事量の確保と合わせ、新年度においても、できる限り早期発注に意を配してまいりたいと考えております。

今後においても、防災・減災事業を初めとする公共事業については、市内経済に大きな影響を及ぼすとともに、雇用確保に直結するものであることから、厳しい財政状況の中にあっても最大限の確保に努め、国・道の事業に対しても地元発注について要請してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私からは、障害者総合支援法及び障害者優先調達推進法にかかわってのお尋ねにお答えいたします。

初めに、障害者総合支援法についてであります。

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、新たな障害福祉施策を講ずるため、障害者総合支援法が本年4月から施行されますが、障害者の範囲が見直され、制度の谷間を埋めるべく、障害福祉サービスの対象者に難病患者等が追加されたところであります。

本市といたしましても、新たに施行されるこの法律の目的、理念をしっかりと捉え、障害者の方が住みなれた地域の中でともに暮らし、社会活動に参画ができるよう、個々の人格や個性を尊重する中で、障害者の立場に立った対応に努めてまいりたいと存じます。

そこで、お尋ねの地域活動支援センターにおける今までの支援業務内容と、新年度の具体的な業務内容についてであります。本市の地域活動支援センターの業務は現在、社会福祉法人しべつ福祉会に委託することで、ふれあい交流館ともにおいて創作活動、生産活動、これら社会との交流促進を目指す事業として行っており、特徴的な取り組みといたしましては、余暇活動を通じ、地域の方や来所される方との交流を主体に、レクリエーションを中心とした仲間づくり活動を行っているところであり、年間延べ約3,300の方が利用されております。

具体的な事業としては、パークゴルフやウオーキング、花見、イチゴ狩りなどの野外活動、トランプ、麻雀、オセロなど室内ゲーム大会、映画鑑賞や音楽鑑賞、更にはヨガ体操、卓球、ボーリング、バドミントンなどのスポーツ活動のほか、封筒づくり、折り紙等の創作活動、調理実習、ひな祭り等の季節事業を行うなど、利用者の趣向を凝らしながら取り組んでいるところであります。

新年度につきましては、利用者の趣向に応じた従来からの事業を継続して実施するとともに、自己の感情を表現したり、コミュニケーション機能を改善したりするため、グループで行う生活機能訓練プログラムを多く取り入れる計画をいたしているところであり、今後におきましても、地域活動支援センターが利用者にとって憩いの場、交流の場、そして支援の場として充実するよう、鋭意工夫をしながら運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、障害者優先調達推進法についてであります。

田宮議員お話のように、障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要なことであり、障害者の雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設での仕事を確保し、その経営基盤を強化する必要性から、これまでも障害者就労施設での仕事や物品の発注に関し、民間企業初め国や地方公共団体において、さまざまな取り組みがされてきたところであります。

本法律は、国や地方公共団体が障害者就労施設から物品等を優先して調達することを推進させるため、国が示す基本方針に即し、都道府県や市町村においては、お話にありましたように毎年度、障害者就労施設からの物品等調達方針を作成するとともに、方針に即した調達の実施及びその実績を公表するなど、その取り組みに努めるよう定められているところであります。

本市では現在まで、福祉の店シュペツに対する助成策を講じ、物品販売機会の拡大を図っているほか、各種事業啓発用の物品購入や市立病院での院内洗濯補助業務、リサイクルセンターでのペットボトル等の選別作業に協力を得るなど、物品調達や就労訓練の機会を設けるなどについて行ってきておりますが、物品調達の現状といたしましては、対象となる施設において、市の需要に応じたさまざまな物品を製造供給できる施設整備や体制が十分に整っていない状況から、一部物品のみの調達にとどまっているところであります。

今後、製造・供給可能な物品等について、障害者施設関係者と十分協議・検討を行った上で、福祉部局による取り組みだけではなく、全庁的に連携した取り組みができますよう、その対応に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 3番 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従い質問させていただきます。

平成21年9月13日に執行された土別市長選挙において、第2代土別市の首長として、牧野土別市長が誕生しました。過去に例のない激戦の末、将来の土別市の明るい展望を期待した多くの市民の熱意、思いを一身に背負った、厳しくも期待に満ちたスタートでありました。

その後早いもので、既に3年半を経過しようとしております。

この間、日本の政治経済は著しい変貌を経験しました。市長選挙投開票日の2週間前の8月30日に第45回衆議院選挙が執行されました。財政構造改革や規制緩和の拡大により深刻な経済破綻と、三位一体改革による地方交付税の削減や、景気の低迷による地方税収入の減などにより、全国の自治体は非常に厳しい行政運営を強いられていた中での選挙で、結果は民主党が圧勝し、自由民主党直系以外の政党が単独で過半数を獲得し、立ち上げた政権としては、戦後また現行憲法成立以来初めてという状況下で、牧野市政がスタートしました。

この政権交代により、いろいろな政治的課題の解決に向け、不安要素は山積みしていましたが、地方に視点を据えた政策は評価され、実質、土別の予算編成も地方交付税の増額により、いろいろな分野で牧野市長の思いを反映した予算執行が可能になりましたし、厳しいとはいえ、財政運営にも一定のめどがたったのではないのでしょうか。

しかし、昨年の総選挙において自公政権となり、交付税なども変更されるようですし、自治体財政運営にあっては、不安を感じているところであります。

そこで、牧野市長は就任時の所信表明で、「市民の皆様と一緒に新しい土別の扉を開き、元気で明るいまちにしていくことをお誓い申し上げますとともに、土別で暮らす幸せを改めて実感いただける土別市の実現に向けて、努力してまいります」と述べられましたが、その思いは達成されたと考えていますか。更に、市民の幸せの向上にどれだけ貢献することができたと考えていますか。

この3年半の政治的総括と、市長としての今日までの思いを率直にお聞かせいただきたいと思えます。

まず、市長のマニフェストに沿って具体的な施策について申し上げますが、マニフェストの一番に掲げられているやさしいまちの創造では、土別市を子育て日本一のまちにすると述べられていました。小学生以下の医療費の無償化を初め、子育てに関する種々のソフト事業とあわせ、保育園や児童センターの改築がされました。また、地域医療の充実についても、開業医誘致条例を設定するなど一定の成果もあらわれ、市民にとっても一安心されたのではないのでしょうか。

次に、たくましいまちの創造で、地域資源を生かしたブランドづくりと足腰の強い農林業の確立をテーマに、本市の農業・農村が安定的に発展していくためには、将来を担う若者が農業を魅力ある職業として選択できる条件を整えることのできる環境づくりが必要だと述べられています。

確かに、戦後農政の最大改革と称して、品目横断的経営安定対策が実施されてから、市長就任後の政権交代により、戸別所得補償の直接支払い制度にかわるなど、まさに農業の大転換期がここ数年で行われました。国の制度が変わるたびに、生産者である農業者は振り回され、将来を見据えた農業経営をすることができない厳しい状況には、変わりはありません。

そこで市長の任期中に、国営農地再編整備事業を初めとする各種補助事業の継続に当たり、これらにかかる国の予算要望に、ことあるごとに関係機関に要請・要望を行っており、ほぼ計画どおり事業の進捗にもなっていますし、この地域に欠くことのできないうる菜振興についても土別独自の生産確保、支援対策事業を創設して、新たな補助制度を実施し、道内自治体に働きかけてる菜振興自治体連絡協議会を立ち上げられました。

また、本市の経済に多大な影響を及ぼすであろうＴＰＰに関しても、国の協議参加阻止に向けて、市民の先頭に立って総決起集会を行うなど、地域を挙げた運動を展開されていますし、離農しても離村しない自立した地域づくりについても積極的に取り組まれました。

次に、あたらしいまちの創造に向けた、市民が主役のガラス張り市政の実現に向けた取り組みについてであります。あたらしいまちを創造するためには、何よりも市民と行政がまちづくりの課題を共有し、しっかりとしたビジョンのもとに、地域の発展を目指していかなければならないと述べられています。

これに対して牧野市長は、まちづくりふれあいトークなどを実施し、市民との情報交換や意見聴取の機会を拡充しました。また、市長の公務日誌、交際費などをホームページで公開し、昨年からは市のブログも開設し、リアルタイムで市の取り組みの紹介も始めました。広聴広報では、地域担当職員制度を導入し、行政の情報や考え方を一人でも多くの市民に理解していただく取り組みなども、大いに評価できるものであります。更に、何と云っても、まちづくりの主演は市民であることを基本とするまちづくり基本条例を制定したことは、今後のあたらしいまちづくりに対して根幹ができたものと感じています。

最後に、明日につなぐやさしい環境実現に向けた取り組みについてであります。市長は、エネルギー資源の無駄をなくすことに努めながら、地域環境の保全に向けた活動を展開し、低炭素社会循環型社会の構築を目指していく必要があると述べています。

そこで、市長はCO₂の削減を目指し、一昨年からの低炭素モデル事業の実施により、本年4月から生ごみ等の堆肥化施設が稼働しますし、新しい最終処分場の建設についても、平成28年度からの供用開始を予定に、既に建設場所も選定され、新年度から事業の一部が着手される予定になっています。

以上、一部であります。さまざまな施策について私なりに点検をさせていただきましたが、市長が就任当初から目指していた、市民が土別で暮らす幸せを、どの程度達成されたとお考えでしょうか。牧野市長御自身がこれまで取り組まれた内容の総括と評価、そして一部残された課題と今後のまちづくりに対する考え方を含め、牧野市長の率直な意見を求めたいと思います。
(降壇)

副議長(岡崎治夫君) 牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

私が新生土別市の2代目市長に就任し、約3年半を迎えます。就任以来、新たな発想のもと、本市の基幹産業である農林業や商工業などの経済を再生し、次世代を担う子供たちの健やかな成長と、地域医療や福祉を初めとした市民の暮らしの充実を図り、まちを元気にすることを常に念頭に置く中で、市民との約束ごとでありますマニフェストの達成を最大の目標として、やさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちの創造に全力を尽くしてまいりました。

そして、何より市民との協働によるまちづくりを進めるため、積極的に市民の輪の中に入り、多くの皆様方とまちづくりについて話し合い、その声を市政推進に最大限に生かすことを心がけてきたところであり、市民の市政参加については一定の成果があったものと受けとめています。

私が掲げた60項目のマニフェストについて、新たな公認パークゴルフ場の建設については、市民の御意見をお聞きする中で、現在のパークゴルフ場を整備することとし、総合計画との整合性はもとより、社会の動向や財政状況、政策の進捗度などを踏まえ、実施計画の見直しや事業の再評価を行いながら推進してきたところであり、市議会や市民の皆様方の御理解のもとに、全ての項目について達成、または着手することができました。

これまでの主な施策についてであります。まずマニフェストの柱に掲げている子育て日本一に関しては、医療費無料化や保護者の交流の場であるきら、ゆらの環境整備、あいの実保育園やあけぼの子どもセンター愛遊夢の建設など、さまざまな取り組みを行ってきました。

特に、子どもの権利条例の制定や、あけぼの子どもセンターの建設に当たっては、子ども委員会を設け、子供たちの意見を最大限に取り入れながら進めてまいりました。このことは、まちの重要施策に子供たちが参画する初めての取り組みであり、次世代を担う子供たちにとっても貴重な体験になったことと思いますし、子育て日本一を目指すまちとして大変意義のあることと考えており、今後もこうした取り組みが重要であると考えております。

また、行政の効率化と効果的な財政運営を目指すことを目的とした自治体運営改革会議の設置や、広域で一体的な取り組みを行う定住自立圏形成協定の調印、そして市民が主役のまちづくりを目指すためのまちづくり基本条例の制定、加えてハード事業では日向温泉や西団地、多寄医院の改築、更に、今後環境保全に大きな役割を果たすべくバイオマス資源堆肥化施設や（仮称）環境センターの建設にも着手することができました。

農業においては、進捗がおくれていた上土別地区国営農地再編整備事業の予定年次完了に向けた要望活動を積極的に展開し、進捗のおくれを回復させる道筋をつけることができましたし、畑作経営の安定化と輪作体系の維持、加えて地域経済の振興・発展に欠かせない主要作物であるてん菜については、製糖工場を有する道内8自治体を中心に、北海道甜菜振興自治体連絡協議会を設立し、現在は道内でのてん菜を作付している67自治体の加入をいただき、私がおその会長として北海道全体の振興発展に努めるなど、農業を基幹産業とするまちづくりを推し進めています。

市民協働のまちづくりに関しましては、平成21年から3年間にわたり、市内全小中学校で実施したこども夢トークを更に進化させた子ども議会を開催し、まちづくりや地域づくりに対する子供たちからの新鮮なアイデアをいただき、その一部は市政に反映することができました。

更に、職員の力強い努力によって実施している地域担当職員制度による地域政策懇談会を初め、まちづくりふれあいトークや市長への手紙、市民の声ボックスなどの市民の声広聴事業を展開し、これらを通じて寄せられた数多くの市民の声をもとに、可能な限り施策や事業に反映させるよう検討を行い、その一部についてはまちづくりのための特別枠で予算化してまいりました。

また、広報紙のリニューアルを初め、新たな情報発信手段としてSNSの活用やホームページでの動画配信など、より多くの市民と情報共有を図ってきたところであります。

地域医療については、市立病院、診療所、開業医のそれぞれの充実を図る取り組みを進めてきました。市立病院については医師確保に全力を挙げ、昨年は循環器医師2名を確保することができ、入院や心臓カテーテル治療を再開するなど、質の高い医療を提供することができましたが、依然として医師・看護師不足は続いており、更なる努力が必要と考えています。

また、市民の安全・安心を守るため、土別だけではできない治療には高規格救急自動車の整

備を計画的に行い、名寄市立総合病院との連携を強化し対応してまいりました。

一方、開業医の誘致については、開業医誘致条例を制定し、積極的な誘致活動のもと、昨年は2つの診療所が開院し、新年度においても更に1診療所の開院が予定されているところであり、地域医療体制も順調に整備されてきているものと考えています。

総合計画の推進に当たっては、基本目標であるサフォークランド、合宿の里、自動車等試験研究のまち、生涯学習のまち、水とみどりの里の5つの柱に基づいたソフト事業及びハード事業について計画的に取り組むとともに、特に合宿の里や自動車の研究関連の方々との人脈づくりも、市長という立場で積極的に築かせていただきました。

昨年のハーフマラソンに合わせ実施した順天堂大学医学部の奥村康先生の講演会など、人脈を通じた新たな取り組みのほか、ビートまつりやトヨタ自動車いま・むかし展など、立地企業とも十分な連携をとることができたものと思っています。

更に、各界で活躍している土別ふるさと大使とのつながりにおいても、今までのつながりから一歩踏み出し、大使の皆さんが一堂に会しての本市のまちづくりに対する意見交換を行っていただく、ふるさと大使との意見交換会を一昨年から実施し、貴重な御意見をいただくとともに、こうした人脈を生かして、今後経済的な交流につながることを期待しています。

また、市の財政状況は大変厳しい状況であり、各種事業を推し進めていくための財源確保には苦慮しましたが、コスト意識を持った事務事業の見直し、優先順位に基づいた選択と集中による事業の再構築、行政の効率化など、限られた財源の中で最大の事業効果を上げるための徹底した行財政改革を進め、地方交付税も回復傾向にあったことから、対処することができました。

平成24年度の予算編成においては、財政調整基金から一部繰り入れを余儀なくされる状況となりましたが、より一層のコスト意識を持って事業を推進した結果、基金の取り崩し停止を図った上で、なお黒字を計上できる見込みとなったところであります。財政調整基金残高も21年度末には6億7,000万円でありましたが、今年度末には実質的に13億7,000万円を見込める状況になっており、今後とも財政健全化を推し進めていくことが寛容と考えています。

この任期中には東日本大震災も発生しました。被災された市民の方への支援、そして被災地から避難してこられた方への支援、更に何と云っても福島県川内村の復興に向けた支援を行うことができたことは、市民の皆様の御協力があったからこそ実施できた事業であり、改めて感謝を申し上げる次第であります。

今日の社会環境は、国際化や高度情報化の一方で人口減少や少子高齢化が進み、地方財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。こうした中において、私のマニフェストや総合計画に掲げた施策については、順調に推移することができたと思っています。

私の任期も残すところ半年余りとなりましたが、今後も市民福祉の更なる向上を目指し、特色を生かした本市のまちづくりに柔軟な発想と更なるスピード感、実行力を持って全力で取り組んでいく所存であります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 市長の任期も残り半年ですが、最後まで更なる活躍を期待申し上げて、2番目の質問に入らせていただきたいと思います。（登壇）

2番目の質問になりますが、観光の推進についてお伺いいたします。

最初に、羊と雲の丘一体の観光施設についてですが、ここは平成3年に建設された体験学習施設、通称レストラン羊飼いの家と平成4年に建てられたバーベキューハウス、平成5年に建設された世界のめん羊館があります。この3つの施設は、観光客を誘致する本市の代表する施設であり、ここを拠点として市内観光コースができています。

しかしながら、最近の入り込み客数、利用者数は減少してきており、数字であらわすならば、羊飼いの家とバーベキューハウスではピークが平成7年の53,662人で、世界のめん羊館は平成6年で51,769人でしたが、平成23年度の入り込み客数は、30,871人と11,180人でした。一昨年の東日本大震災の影響で、国内・北海道内でも入り込み客数は減少していることから、一概にこの施設が落ち込んだわけではないでしょうが、減少した原因はほかにもあるのではないのでしょうか。

PR不足とか旅行代理店に対する働きかけが少ないとかいろいろあるでしょうが、道北観光連盟や上川地方観光連盟に加盟しながら、道北一体での観光客誘致活動は例年行ってはいますが、これらの効果は即効性に乏しく、東京や関西方面から、直接、北海道士別市まで来ていただける施設としては魅力が限られているのも事実だと思います。

旭山動物園や富良野観光、最北地稚内への観光客にいかに士別まで来ていただくか、または、途中で寄っていただくかといった活動も必要ではないのでしょうか。士別から車で1時間、距離にして50キロメートルのところに、北海道第2の都市であり、道北最大の都市旭川の市民に向けてのPRや具体的な招致活動を行ったことはあるのでしょうか。

台湾、香港など海外への売り込みも必要ですが、人口35万人の旭川市民をターゲットにした士別の魅力の発信も必要ではないのでしょうか。

実際、私が過去に旭川に通勤していたときに、旭川市民にお聞きをしますと、士別はめん羊の町、ジンギスカンがおいしいとは聞く。しかし、実際に行ったことはないし、実際に食べたこともないという方が大勢いました。アンケートをとったわけでもありませんので不確定ではありますが、少なくとも観光地士別といった形では、まだまだ旭川市民を招致できる可能性は大きいと感じています。

そこで、旭川市内において観光物産のPRをした実績はあるのでしょうか。また、旭川市内の店舗で士別の特産品を扱っているところはあるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、体験学習施設については、建設後、約21年が経過をしております。そろそろ観光施設としてはリニューアルをしなければいけないのではないのでしょうか。新年度もバーベキューハウスの窓枠改修の工事も行われるようですが、部分的な改修だけでよいのか疑問に思うこと

でもあります。観光客のリピーターの拡大も考えて、更には冬季間も使用できるバーベキューハウスの大規模なリニューアルの考えはないのか、お聞きをします。

また、世界のめん羊館は、オープン以来、世界のめん羊30種、60頭を飼育展示をしている施設として、観光客や市内の子供たちから親しまれてきました。しかし昨年、小池議員からも質問がありましたが、羊を更新するには1頭当たり50から60万円もの費用が必要、更にはスクレイピーの関係から輸入も難しいとの答弁もありました。

そこからすると、いつまで飼育展示をメインに施設の継続が図られるのでしょうか。会社のほうでは、展示の羊の更新用として子供を取って飼育をしていますが、これもそろそろ限界があるのではないのでしょうか。

私は、羊の見学施設から、もっともっと羊と触れ合える施設にしてはどうかと考えています。例えば、どの時期に行っても子羊がいて授乳体験ができる、子羊を直接抱きかかえることができるような施設にしてはどうでしょうか。国内では土別市でしか見ることができないといったコンセプトも重要でしょうが、それが不可能となった場合を想定して、今後の施設の存続に向けては何らかの対応が必要かと思うのですが、行政としてどのような考えがあるのか、お聞きをします。

更に、再来年の2015年は干支がひつじ年でもあることから、このひつじ年を契機として、羊のまち土別を大いに宣伝できることが期待をされているところでもあります。前回のひつじ年にも、テレビ、新聞、雑誌にも大きく取り上げられ、その効果は大きいものがありました。そのときに関係団体が集まり、未来にまちをウルゾー会が組織され、さまざまなイベントを企画、開催をしてきました。

したがって、2年後に迫ったひつじ年に対応するため、今から準備を進めていく必要があると思いますし、観光牧場として新たな展開を目指して、関連する施設の充実を求めるものがありますので、現時点での方向性でも結構ですから、お聞かせをいただきたいと思います。

(降壇)

副議長(岡崎治夫君) 林経済部長。

経済部長(林 浩二君)(登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

羊と雲の丘一体の観光施設につきましては、土別市観光開発基本計画や、羊と雲の丘観光構想計画に基づき、めん羊をテーマとした観光開発を推進し、めん羊牧場を土別市観光が目指すべきグリーンツーリズムの拠点に位置づけ、平成3年度から年次ごとに体験学習施設羊飼いの家、バーベキューハウス、世界のめん羊館を建設し、あわせて体験広場百樹園の造成を行い、立体的な開発を進めてきたところであります。

これまでの観光誘致活動といたしましては、本市が加盟している道北観光連盟や上川地方観光連盟において、広域的なプロモーション活動を行っており、また平成21年度よりあさひかわ観光誘致宣伝協議会に加盟をし、旭川、富良野から稚内へと続く観光ルートの中で、本市の魅力を広く紹介してきたところであります。

また、旅行関係者招聘ツアーにおいては、羊と雲の丘でのシーブドッグショーを初め、羊の毛刈りショーの見学、羊毛工芸づくり体験や地域ブランド羊肉土別サフォークラムを使った料理の提供など、サフォークランド土別ならではのメニューを体験していただきました。

こうしたことにより、エージェントの企画による羊のさまざまな体験メニューのほか、トウモロコシやトマトなどの収穫体験、土別サフォークラムのバーベキューなどを行う宿泊ツアーが実施されています。

そこで、道北最大の都市旭川の市民に向けてのPRや、具体的な招致活動についてではありませんが、PRといたしましては、旭川市を中心に発行されている情報誌に広告を掲載しておりますが、旭川市を含む近郊地域に対するプロモーション活動も、より充実させなければならないものと考えております。

また、平成21年度から広域連携で最北インターチェンジのあるまち土別・剣淵へようこそスタンプラリーを行っておりますが、この事業への地域別参加者数では、旭川市民が常に上位にあるものの、旭川市民からのアンケートの中には、松ヶ平議員お話のありましたように、土別を初めて訪れた、ゆっくり市内を回ったのは初めてでしたなどの意見もあり、旭川地域においても、まだまだ土別の認知度は低い状況にあることから、今後も誘致活動の強化が必要であると認識しております。

議員よりお話のありました食べマルシェや、札幌で開催されておりますオータムフェスタなど、食のイベントへの出店につきましては、観光協会及びサフォークランド土別プロジェクトにおいて、地域ブランド羊肉土別サフォークラムの宣伝はもちろんのこと、サフォークランド土別全体のPRの場と考えており、さまざまな体験や観光施設、レストラン、宿泊施設などの紹介を、本市のPRキャラクターさほっちを活用しながら実施をしてきたところであります。

また、旭川市における食べマルシェ以外の観光・物産の取り扱いについてであります。旭川地場産センターにおいて土産品や特産品などを展示しているほか、旭川市内店舗における本市特産品の取り扱い状況は、確認ができているものとしては、主にスーパーに置かれているビートオリゴ糖やとろみちゃん、百貨店でスイーツやかまぼこ、ホテル売店でトマトジュースやアンテナショップでの土別サフォークラムジンギスカンなどがございます。

次に、体験学習施設を初めとする羊と雲の丘観光施設につきましては、議員お話のとおり、建設から22年が経過し、建物は一部老朽化が進み、周辺の環境につきましても、経年劣化により、補修・改修が必要な箇所が散見されるようになってまいりましたし、バーベキューハウスを仮に通年営業するためには、断熱や排水設備などの改修など大規模なリニューアルが必要となりますので、今後施設全般にわたって整備が必要であると認識しております。

土別市の観光拠点施設として位置づけられ整備されてきた羊と雲の丘ですが、今後、施設全般にわたって再整備が必要な時期を迎えておりますので、解決すべき課題を一体的に検討する上で、新年度において新たなプロジェクトチームを立ち上げ、関係団体を初め、若者や女性のアイデアを伺いながら、再整備に向けた検討を進めてまいります。

次に、世界のめん羊館については、昨年、小池議員の御質問にもお答えしたところでありますが、オープン当初、世界のめん羊30種類を飼育展示してまいりましたが、年数の経過とともに品種の維持が困難となった羊もあり、現在では26種類まで減少しております。

議員御指摘のとおり、新たに輸入をすることなく、このまま飼育展示を継続した場合、いずれ希少種については、全て途絶えてしまうことになるわけで、世界のめん羊館の将来を考えたとき、観光施設として見直す要因の一つであると考えております。

ただ、現時点では、独立行政法人家畜改良センター十勝牧場がめん羊遺伝子として保管しているジーンバンクの活用や、道内外で飼育されている希少種の飼育情報をもとに、交流連携することにより、少しでも長く種を保存し維持できるよう取り組んでいく考えであり、また御提言のありました、子羊と触れ合えることのできるような施設への転換につきましても、時期は限られますが、触れ合えるスペースの提供など、飼育展示方法の一部変更につきましても、検討してまいりたいと考えております。

次に、2年後に迫ったひつじ年への対応についてであります。前回の干支ひつじ年には、羊の町をPRしていこうと、市内関係団体で構成する未来にまちをウルゾー会が発足し、サフォーク運動を再認識し、市民に対する観光意識の醸成を図りながら、観光振興を目的に、一年を通して羊をテーマとしたさまざまなイベントが開催され、結果、多くのメディアに取り上げられ、十分なPR効果が得られたものと考えており、議員の御提言のとおり、2015年は12年に一度の干支ひつじ年にちなみ、サフォークランド士別を広くPRする絶好の機会ととらえ、取り組み内容の充実に向け、新年度から未来にまちをウルゾー会を中心に検討を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。

副議長（岡崎治夫君） 10番 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 2013年第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

第1のテーマとして、現代における権利と義務の関係について取り上げます。

さて、子どもの権利条例が今議会初日に制定されました。制定に至る経過の中で、民生福祉常任委員会やさまざまな会議において、権利概念の妥当性について論議があったと伺っております。

また、広報しべつでは、コラムであります。もろもろの疑問に答える形式で「子どもの権利Q & A」が16回にわたり掲載されています。それらの疑問を見ていると、私にも同意できる点もあります。確かに、権利権利とさかしらに言われると、それはあくまで理想であり建前だ、義務も果たさないで権利はないとか、冷めた反応が返ってくるのが昨今の世情でもあります。しかしながら、この論議自体が非常に重要であることには間違いはありません。

昨年の第3回定例会でも似たようなことを質問しましたが、今回は人権の概念について、歴

史的考察をより深めて再確認の意味で質問いたす次第です。

1つ目、人権についていささか豆知識的なことは、広報しべつのかだんのコラムで出尽くしていますが、一度、人権一般の歴史または人権思想の歴史を大づかみで捉え直す必要があると思うのです。

17世紀、18世紀、イギリス、フランスの思想家であるジョン・ロック、モンテスキュー、ジャン・ジャック・ルソーなどの名を挙げるまでもなく、生まれながらの人権すなわち天賦人権説は、それまで王様や貴族や宗教を司る聖職者たちが独占してきた権力や富というものを、私たち一般庶民、平民もが分かち合うことができる平等思想に最大の根拠を与えました。

思うに、平等思想のポイントとは、誰もが財産権を持ち、資本主義と言われるこの市場経済にプレーヤーとして参加できるということなのです。例えば、人権一般には鈍感な人でも、往々にして、土地建物の権利書と言え目色を変えるものです。要は、この社会では、身分や性別にかかわらず誰でも財産を自由に蓄え、その使い道を自己決定できる財産権が最も基礎となっているのです。日本国憲法でも第29条で財産権をしっかりと規定しております。資本主義の社会においては、自己の生命・身体を含む財産への侵害に対しては、表現や団結などさまざまな自由を行使して対抗していくのが人権であるのだとすら言えると思います。この点の認識について、まずコメントをお聞かせください。

2つ目です。財産権が人権の基礎だという命題の逆に行く社会を考えてみます。

世界には、財産権を含む人権一般に最も否定的だった国々がありました。すなわち私有財産を制限、もしくは廃絶してしまういわゆる社会主義の国でありました。中でも、独裁者スターリンの最盛期に制定されスターリン憲法の名が冠せられた1936年制定のソビエト連邦の憲法、その第12条はこうなっていました。ソビエト連邦においては、労働は働かざる者は食うべからざるの原則によって、労働能力ある全ての市民の義務であり名誉であると定められておったのです。

つまり、働かざる者には財産権も生存権すらも保障しない。つまり、働かない、もしくは働けない人を極北の強制収容所で極限まで働かせたことや、知的障害者や精神障害者などは、働かざる者として真っ先に粛正された事実が明らかになっています。

その血塗られた歴史を考慮すれば、現在、生活保護たきなどの言説の中で、働かざる者は食うべからざるなどと、生存権と勤労の義務とをいたずらに対比するかのとき言い方は、スターリン的な社会の姿を再現するものであり、慎まなければいけないと思うのです。

誰であれ最低限度の健康で文化的な生活を保障することは、実は同情とか情緒の問題ではありません。市場経済への参加者を増やす、すなわち資本主義を発展させるために必要な発想なのであります。この点いかがお考えでしょうか。

3つ目は、自由民主党が公表している憲法草案の問題です。

草案においては、第9条の国防軍規定などが注目を浴びており、昨日の本議会でも論議されましたが、その陰で現憲法の第97条が全面的に削除されていることにも注意が必要です。日本

国憲法第97条はこんな条文です。この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練にたえ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

この第97条の全面削除を決めた意図について、自民党の片山さつき参議院議員は、ツイッターでこのように述べています。国民が権利は天から賦与される、義務は果たさなくていいと思ってしまうような天賦人権論をとるのはやめようというのが、私たちの基本的な考え方です。国があなたに何をしてくれるかではなくて、国を維持するには自分に何ができるかをみんなが考えるような前文にしましたとのこと。

私としては、全く暴論としか言いようがありません。日本は、スターリンや金正日の国ではないし、憲法とは国家の権力を一定程度制限する規定集であることが先進国の常識なのに、国民の生活心得のようなものを憲法に入れるという発想が問題なのであります。

更に、こういう発想でそのまま進むと、当然国民の財産権も国によって強制的に召し上げられたりする世の中へと一直線に進まないかと不安になります。残念ながら、これでは安心して資本主義の市場経済システムが回っていかないと考えます。

T P P 論議に見られるように、アメリカ財界は、今でこそ日本の軽自動車の制度や規格にけちをつけたり、非関税障壁をなくせと執拗に突きつけていますが、このような草案がそのまま憲法になった暁には、アフガニスタンやイラクにしたように、人権の保障が不十分だとの口実をつけて、我が国に介入してくるのかもしれない。

ともあれ、アメリカ独立宣言以来250年の歴史がある、いわゆる天賦人権説について、またそれを基礎とした現憲法をどう生かすかについて、コメントいただきたく思う次第です。

最後に、国際条約との関連における権利擁護についてお聞きします。

国際連合では女子差別撤廃条約や子どもの権利条約が採択され、日本もこれらを批准しています。土別市としても、それぞれの条約に対応した男女共同参画条例、それから子どもの権利条例は制定できたわけです。

しかし、他方で、障害者権利条約については、日本はいまだに批准していません。

批准していないことで次のようなエピソードも生まれています。それは広報紙ほっかいどう最新の3月号に載っていた話です。すなわち、一昨年、上川管内の電動車椅子利用者が路線バスに乗ろうとバス会社に電話予約をしたところ、会社からは単独乗車を断られ、上川地域づくり委員会に申し立てがありました。関係機関に調査した結果、バス会社の規定が見直され、単独乗車が可能になりました。更に、その後複数のバス会社が関係機関等と連携して、地域の方々の車椅子乗車体験に取り組むなどとのこと。

最後こそ美談で終わっていますが、バス会社にしたところで、障害者が外出する、いわゆる交通権の擁護に対して、無関心または無頓着だったことは否めません。

ほかに、障害のある人たちが不便を感じたまま暮らしているケースはたくさんあると思うのですが、障害者の権利擁護の視点が社会にやや乏しいため、障害者権利条約の批准に向けた

積極的な動きが必要と考えます。

しかしそれでも、土別市独自の施策として、障害者の権利保障として行えるものもあるはずと思います。差し当たって、どんな方策を考えているのかお聞きいたします。

なお、先ほどの田宮正秋議員との重複がありましたら御容赦ください。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から人権思想の歴史と現状はについてと、天賦人権否定の動きについて答弁申し上げ、女性、子供、障害者等の権利擁護については、保健福祉部長から答弁申し上げます。

まず、人権思想の歴史における認識についてであります。

我が国において、人権の概念が形成され始めたのは、鎖国制度が解かれる江戸時代から明治時代へと変遷するころに始まり、その後、我が国が近代国家への歩みを進めるに伴い、ヨーロッパなどの人権思想が導入され、国民の間にもそれらが広がり始めたものと一般的には言われています。

更に、昭和に入ってから軍国主義が台頭し始め、御承知のように、幾つかの戦争を経て、昭和20年に敗戦を迎えるに至りました。戦争は最大の人権侵害と言われますが、この間、東アジア諸国の人々に対し、重大な人権侵害を行うなど、いまだにその影響が残っていることに加え、自国民に対しても愛国精神という名のもと、過酷な人権抑圧を行ったとの見解もあります。

我が国は、世界的にも類を見ない平和を希求する日本国憲法を制定し、同時に国民の基本的人権の尊重を定めたことで、国民の人権尊重の思想が大きく向上し、我が国の発展に寄与したものと存じます。

また、財産権の不可侵については、基本的人権の一つとして近代憲法の原則であると考えますし、生存権についても、世界的には1948年の国連総会における世界人権宣言で保障されており、日本国憲法によっても第25条により生存権が保障されているとも言われています。

このようなことから、最低限度の生活保障は、国として責任を持って執行していかなければならないものと考えております。

次に、天賦人権説についてであります。国忠議員お話のように現政権においては、96条を中心に憲法の改正が議論されているところでありますが、さきにも申し上げたとおり、世界に誇る平和憲法の改正に当たっては、人権尊重も含めて慎重の上にも慎重を期して、国民的議論がなされるべきものと考えております。

天賦人権説については、全ての人は生まれながらにして自由・平等で幸福を追求する権利を有するという考え方で、議員御指摘のアメリカ独立宣言やフランス人権宣言に具体化されたと言われていますが、生命、財産、自由などのいわゆる自然権は、何人もこれを侵すことはできないものであり、これを守るために国家が存在するという見方もあるように存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） 私から、障害者権利擁護等についてお答えいたします。

障害者の権利につきましては、国忠議員お話のように、2006年に国連総会で採択されました障害者の権利条約がその基本的精神を示しておりますけれども、その一般原則として、障害者の尊厳、自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加等が示されておりました、特に障害に基づきいかなる差別も排除すること、障害のある人が健常者と同じように参加できるように社会が合理的配慮をすべきこと、そして何よりも、私たち抜きで私たちに関することを決めないでくださいという障害者参加原則が中心的な考え方になっております。

先ほど国忠議員からお話がありました、車椅子乗車を拒否されたという話でありますけれども、これも社会が合理的配慮を欠いたという一つの事例であるというふうに考えております。

こういった考え方につきましては、自立支援法の改正に当たって設置されました障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会においても、障害者代表の方々から強く主張されたところでもあり、条約の批准についても、この中で話し合いがあったところでもございます。

こうしたことから、本市においても、昨年4月に施行いたしました土別市まちづくり基本条例において、障害者の市政参加について、その権利を規定したところでございます。

そこで、本市における障害者の権利擁護の具体的な対応につきましては、平成23年度に策定いたしました土別市障がい福祉計画と、本年見直し策定中であります土別市障がい者福祉計画の両計画に基づき進めているところであり、また本年4月から施行される障害者総合支援法では、地域の特性や障害者の福祉サービスの利用ニーズに応じた事業として、地域生活支援事業において障害者に対する理解を深めるための研修・啓発を図る理解促進研修・啓発事業などが必須事業とされていることから、本市においても、市民周知や研修事業を積極的に実施するとともに、従来から社会福祉協議会を中心に、市民参加のもとで開催されているふれあい広場や、ボランティアの養成及びその活動についても継続して支援しながら市民理解を深めてまいりたいと存じます。

また、障害者の福祉に関するさまざまな問題の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援、虐待防止及びその発見のための連絡調整等を行う相談支援体制の充実など、障害のある方が地域で安心して暮らすことができる共生社会実現のため、関係機関、団体、当事者や家族が参画する自立支援協議会を設置し、本市の地域実情に合った障害者の権利擁護事業を効果的、効率的に展開するよう努めてまいりたいと存じております。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 次は、JR土別・多寄両駅前エリア再整備の考え方について取り上げます。

来月からの新年度で、国鉄土別駅時代から半世紀近くもの間、駅前の象徴となってきた駅前ビルが解体されるとのことであります。土別でも駅前開発もしくは再整備の時代を迎えることとなりましたが、50年前とは地域全体の人口も交通機関の状況も大きく違っておりますから、

必然的に駅前整備のあり方も変わってくるものと思います。

そのことを前提に、幾つかお聞きいたします。

まず、1950年代、60年代、いわゆる昭和30年代の鉄道最盛期との比較であります。土別駅乗降客数などの推移について、お手持ちのデータを紹介いただきたく思います。また、減少した分は、果たしてそのまま高速道路利用などに流れているのか否か、考察もいただければお願いいたします。

2点目、土別駅前再整備の手順や年次計画はどのようなものでしょうか。概略をお示ください。

3点目は、いずれにせよ土別駅の重要度が下がったのは事実でしょうから、駅前に何かの施設や空間を改めて配置するに当たっても、50年前とは違い、コンパクトなものや集約された機能を持つ何かが望ましいと思われませんが、その点は具体的にどうお考えでしょうか、お聞きする次第です。

4つ目は、駅前のシンボリックな存在についてであります。姉妹都市のオーストラリアゴールドバーン・マルワリー市には、4階建てビルに相当する羊の石像、ビッグ・メリノーがあるそうです。それにならい、観光客向け等を意識して、以前、遠山昭二議員が提唱されていた羊の置物とか、または本物のめん羊を数頭飼養するだとか、あるいはさほっち&メイの大きな看板などを設置することも一案であると思うのです。この点、どのようなものでしょうか。可能性をお答え願います。

5つ目、土別駅前の再整備に当たっては、地元自治会や住民からのアイデア募集や意見聴取が必要なことは言うまでもありません。

しかし、私の持論としては、よそのまちから通学、通勤、通院している方々の意見も、特に機会を設けて聞くべきなのではと強く感じるのです。

そのことの必要性は、逆の立場になってみて、名寄と旭川両駅前再整備について考えてみたら、容易に理解できることです。すなわち私たち土別市民が上川北部の基幹病院である名寄市立病院に通うときに、本当は直通バスが出ていれば便利であります。実際、幌加内から名寄に向かうJR北海道バスは、名寄市立病院を経由して名寄駅に向かいますし、下川及び興部からの名士バス各路線は、必ず名寄駅を経由して市立病院前が終点になっているのです。

また、私たち土別市民が、例えば通院やお見舞いで旭川駅まで鉄道で行き、駅前から旭川医大、厚生病院、赤十字などの大きな病院にバスで向かうとしましょう。ところが、乗り場も路線も駅前から二条通りの間にばらばらに分散しており、非常にわかりにくいわけです。このことから名寄駅前や旭川駅前の交通の配置については、土別や富良野、上川など近隣市町村民の意見を十分聞いてほしいものだと思えるわけです。

土別駅を利用し、通ってきている方々の意見をどう反映させるか方針をお聞きいたします。

6つ目です。ここから話は多寄地区に移ります。

まず国道40号線を車で走っているとします。大体の鉄道駅について、普通は 駅入り口な

どと標識があるかと思いますが、多寄の場合は一切表記がありません。これは、果たして正常なことなのでしょうか。まずお聞きいたします。

7点目、さて多寄地区は今、土別駅前地区に先立って、近年、再整備が着々と進んでいます。多寄小学校、多寄医院、日向温泉のリニューアル、そして新年度は菜園付市営住宅と。私は多寄については交通アクセスの集約と整備とが一連の整備の仕上げになるのではと考えていますが、残念ながら、現状ではJR多寄駅と土別軌道バス停、道北バス停留所とがばらばらに配置されています。バス停については更に上り下りでも相互に離れており、なんだかとりとめのなさも感じます。

こういう状況に至ったのは、多寄地域固有の歴史的背景があるとも聞いておりますが、一連の経緯について知らせていただきたいものです。

8点目、仮に多寄の地元住民の方々が分散した駅とバス停で納得しているのなら、それはそれでいいとしましょう。しかし、旅人など外からの訪問者からすれば随分とわかりにくいのではないのでしょうか。

観光客は必要ないとか弱気なことは言わず、ここで売り込む方法を考えましょう。多寄駅で降りて、まずおそばを食べて、土別軌道バスで日向温泉に向かうなどと、モデルコースを考えてみることです。

とにかく、北隣の風連駅前再整備の状況も参考にしつつ、表示やアクセスについて再検討してはいかがでしょうか。思えば、札幌行き的高速バスなよろ号は、1990年の運行当初は名寄と土別だけの停車であったけれども、まず和寒でコンビニエンスストアに併設したバスターミナルが整備されると、和寒に停車するようになり、風連駅前の再開発にめどがついた2004年からは風連に停車を始めました。そして6年前に剣淵道の駅ができると、そこにもとまるようになったわけです。

多寄だって交通の結節点をはっきりとさせていけば、将来的には高速バスがとまり、歴史上初めて札幌に乗り換えなしで行けることも可能になるなんてことも、少しは考えられるのではないのでしょうか。

以上の点にコメントをお願いします。

最後になりますが、市が集約したデータによると、日向温泉利用者の2割程度しか中多寄線の路線バスを利用していないとされています。そうすると、どこか都会からふらりと来て、JR多寄駅で降りて、バスに乗りかえて日向温泉に向かうなどという人は更に少なく、多分数えるほどしかいないのでしょう。しかし、だからといって放置していい問題ではありません。

リニューアル後の日向温泉は、かのはまなす財団に指摘される前に、いわゆる井勘定を完全に脱出すべきであり、渡辺英次議員が以前指摘されたように、最初から厳しい数値目標を持って経営に当たるべきです。すなわち、自家用車での来館何万人、送迎バスで何千人、JRと路線バスを併用して何百人と具体的な目標を決めて、各地の鉄道駅前や高速道路インターチェンジ、そして道の駅などで効率的なPRをする必要があると思います。

これらの点に関しては、指定管理者との協議を前提とするのは当然として、市の見解のいかんをお聞きして、このテーマの質問といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

本市の駅前は、昭和34年に駅前広場が造成され、35年には駅前ビルの建設、41年には現駅舎に改築されるなど開発が進められてきました。更に、昭和30年代は宗谷本線においてもディーゼル化が進み、鉄道の快適性や利便性も向上し、士別市史によりますと、最盛期には一日1,700人を超える乗降客数があるなど、駅前交通の要所あるいは買い物の場としての役割を担ってきました。しかしながら、人口や交通手段など社会環境が大きく変化したことから、現在は約700人となっているところであり、特にマイカーでの交通が増大したことが明らかになっていると考えています。

こうしたことから、今回の駅前再整備構想については、今後の社会情勢の変化も視野に入れるなど、町並み景観の視点や、機能性の高い施設となるよう、検討すべきものと考えております。

本市には、年間延べ2万人の合宿客や、年間延べ2万5,000人の自動車等試験研究に伴う出張者が訪れており、加えて年間約36万人の観光客もいるなど、多くの交流人口がある中で、市外から来訪される方にとっては、駅前というのは観光を初めとするまちの情報などを入手することができる重要な場所でもあることから、士別市の個性を効果的に発揮できるよう整備を進め、本市の玄関口としてのシンボリックな空間となるよう、検討してまいりたいと考えています。

その手順と年次計画については、庁内プロジェクトにおいて、昨年末にまとめた構想に基づき、これまで商工会議所やまちづくり推進協議会との意見交換を行っており、今後も地域や各関係団体等からの御意見を伺いながら、具体的計画へと進んでまいりたいと考えています。

まず、構想の内容であります。これまで市長への手紙を初め合宿、自動車試験等の来訪者からは、明るく利便性の高い駅前にしてほしい、コンビニエンスストアのような店舗があればとの意見も寄せられており、地域公共交通の結節点という立地条件を踏まえ、コンビニの要素を持った店舗機能、市民交流の場といった機能を有する複合施設を計画したところであります。

具体的には、市長のマニフェスト事業である公営住宅等複合店舗については、駅前ビル跡地に併設して建設すること、街なかミニ公園については、子供から高齢者までが集える憩いの場として、生涯学習情報センターいぶきに隣接する丸武児童公園を整備することとしたところであります。

次に、整備の年次計画であります。現在のところ平成25年度から28年度の4カ年を実施期間とし、この間に駅前ビル解体、公営住宅建設事業、複合施設建設事業、街路整備事業の4つの事業を計画しています。年次ごとには、25年度から関係機関等との調整・協議を開始し、26年度においては、駅前ビルを解体するとともに、公営住宅と複合施設の基本設計・実施設計を計画しているところであります。また、都市計画関係では西三条通りの線形変更などの原案作

成に着手し、都市計画変更の手続を進めてまいります。更に27年度においては、栄団地と複合施設の建設に着手し、年度内の完成を目指してまいります。そして最終年度の28年度には、西三条通り及び駅前広場の整備を予定しているところであります。

なお、駅前ビルの解体時期については、これまで25年度に実施する予定でありましたが、公営住宅や複合施設については、建設予定が27年度になることにより、景観上の課題や解体経費の財源の関係、空き地状態をできるだけ短期間にするなどから、26年度に変更することとしたところであります。

また、財源については、丸武児童公園は国の24年度補正予算である地域の元気臨時交付金を活用することとし、駅前ビル解体や公営住宅複合施設建設及び街路整備については、現段階で国の社会資本整備総合交付金を活用することを想定しているところであります。

計画の推進に当たりましては、さきにも申し上げましたとおり、関係機関や地域の声をお聞きすることはもとより、多くの市民の皆様や来訪者の方々からも意見が寄せられていますので、これらをもとに利便性の高い魅力ある再整備を目指してまいります。

また、特にバス路線の関係でお話がありましたけれども、こうしたバス路線のことについては、今後、地域公共交通活性化協議会を中心に多くの意見をいただきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、多寄駅前を中心とする交通についてであります。

まず、多寄駅については利用者が地元の方がほとんどという現状の中で、特に看板がないことで支障を来しているというお話や、看板設置の要望等もない状況にあり、本市を来訪する方からも具体的なお話というのはお聞きしておりません。

しかしながら、来訪者への配慮の面ということからも、今後も地域や開発局ともその設置については相談をしてみたいと考えています。

また、バス停の位置についてですが、現状の多寄駅付近のバス停のうち、土別軌道が運行する中多寄線のバス停については、地域の要請のもと、現在地に移動した経過があり、その後サフォーク型待合所が設置されるなど、地元の意向に沿ったバス停の位置となっております。

しかしながら、お話にありましたように、多寄医院も整備され、また菜園付公営住宅の建設も計画されておりますので、その位置については、地域の皆様やバス事業者あるいは関係機関とともに検討してまいります。

また、マイカー以外で日向温泉を利用する方に対する交通アクセスの周知についてであります。現在日向温泉までは、土別駅または風連駅から無料バスを運行しておりますので、この周知に努めることが一つの方法と考えます。あわせて、マイカー以外で日向温泉に行くアクセスについては、その実態を実際に検証してみたいと考えています。

なお、日向温泉の利用促進やPRのあり方については、指定管理者であるJAも数値目標を持って今努力をされているところでありますので、指定管理者のほうとも双方で施設のより効果的な経営となるように対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 最後に、第3のテーマに入ります。それは、天塩岳自然公園の活用についてであります。

先月、スノーモービルでの遭難死亡事故が起きたことで、乗り入れをめぐる論議が起きています。先週6日の北海道議会では、北口雄幸道議の質問に対して、高橋はるみ知事の答弁で、初めて乗り入れ規制に言及されました。地元自治体とも協議した上で、規制の具体案を決めるそうです。

この点、朝日のカントリーサインでもあるナキウサギなどの生態系保護や、乗り入れ規制区域が具体的にどこからどこまでになるのか、線引きの問題など、最寄り自治体としての士別市として、何か助言なり要望なり、いち早く北海道に対して上げていくべきではないかと思うのですが、今のところどう対応しているのか、この際、まずお聞きする次第です。

2つ目に、そもそも天塩岳山域に年間どのくらいの入山者がいるのでしょうか。ここ数年の推移を含め、夏山、冬山とできれば時期別に分けて知らせていただきたく願います。

3点目は、私自身も天塩岳には3回登ったことがあるのですが、天塩岳は、初心者から健脚までコースにバリエーションがあり、また静かな自然環境をじっくりと楽しめる山だとは思っています。大雪山系の近年の混雑を考えると、静かな山に行きたいとの希望は少なからずあるはずですが、夏山シーズンには、数値目標というかある程度の想定を持って朝日地区や天塩岳に一定数の登山客を誘致できるようにPRしていくべきではないかと思えます。この点の宣伝など、何か方策を考えているのでしょうか。

最後に、私はちょうど3年前の予算審査特別委員会で、朝日の和が舎の一角を天塩岳のビジターセンターにしてはどうかと提案したことがあります。2つの理由から今回も似たようなことを提唱したく思います。

第1の理由としては、登山前に警察署に行くのはどうも気が引けるという理由です。万一遭難した場合は、原則的に警察の山岳救助隊が出動するので、警察署に入山届け出というのは確かに正論なのではあります。レジャー的な要素がある登山で、いちいち警察署に行くのはなかなか敷居が高いという市民感情はあるということです。

第2の理由としては、例えば羊蹄山や利尻富士のように、単独峰であるならば麓から一望できるのですが、天塩岳は何せ奥行きが深い山であるため、麓から山頂部分の気象が目視できないという問題があるためです。山頂にほど近い避難小屋あたりにライブカメラでも設置できて、朝日総合支所などでカメラの画像を視聴できればベストなのですが、ともあれ、以上2つの理由から、とにかく朝日地区にもしも登山基地機能を持った施設もしくは一角があれば、非常に有意義だと考えます。

また、それが実現すると、今は愛別や下川方面から直接入山している登山客も、朝日で情報を仕入れてから行こうと経路が変わる可能性があるのではないのでしょうか。ビジターセンター

開設にかかわるこの提案についても、コメントをよろしくお願いします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 高橋朝日総合支所長。

朝日総合支所長（高橋哲司君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

最初に、去る2月18日、天塩岳において、スノーモービルでの遭難事故によりお一人がお亡くなりになりました。改めて御冥福をお祈りいたします。

天塩岳道立自然公園は、標高1,558メートルの天塩岳を中心に士別市のほか、下川町、滝上町、西興部村にまたがる区域のうち9,369ヘクタールを公園区域とし、昭和53年に道立自然公園に指定されました。天塩岳の周辺はキバナシャクナゲやイワウメを初め道内でも有数の高山植物の植生地として広く知られており、またクマゲラやキツツキはもとより、国内では北海道だけに棲息する絶滅危惧種のナキウサギも見られるなど、貴重で豊かな動植物の宝庫となっています。

そこで、こうした動植物の生態系保護やスノーモービルの乗り入れ規制について、市はどうか対応しているかとのことについてであります。今回のスノーモービルによる遭難事故を受け、3月6日の第1回定例道議会での北口雄幸議員の一般質問に対し、高橋知事は、天塩岳の貴重な動植物を保全する観点から、天塩岳道立自然公園への今シーズンのスノーモービル乗り入れ自粛を呼びかけるとともに、道立自然公園条例に基づくスノーモービル乗り入れ規制地区に指定する考えを示し、できるだけ早く指定できるよう手続を進めたいと答弁されています。

この規制に向けた対応として、3月と4月の2回、上川総合振興局、上川北部森林管理署、士別警察署、地元山岳会、士別市の合同により、スノーモービル乗り入れ状況の確認と聞き取り調査を実施するとともに、各関係機関ごと日常的にパトロールを実施することとしております。

また、規制地区の指定はスノーモービル等の乗り入れが行われている区域で、自然環境への影響が生じているか、その恐れが大きくなっている地区を対象にしていることから、各関係機関が残雪時の春山入山の際に、スノーモービル乗り入れによる森林、高山植物、野生動物への影響把握にも協力することとしており、動植物の生態系や自然保護のため、上川総合振興局や関係機関・団体等と連携を図りながら、市としても早い時期に規制されるよう、北海道森林管理局や北海道に要望してまいりたいと存じます。

次に、夏山、冬山に分けた天塩岳山域の入山者数であります。天塩岳の入山者数は、北海道森林管理局が登山道入り口のヒュッテに設置している入山届け出により把握しているところでありますが、夏山シーズンの入山者数は、平成20年2,438人、21年2,353人、22年2,460人、23年2,440人、24年2,500人となっております。

なお、冬山シーズンの入山者数は把握しておりませんが、道道下川愛別線から登山道に通ずる天塩岳道路の約10キロについては冬期間の除雪を行っておらず、車両の通行ができないため、冬季の登山者はほとんどいないものと推察しております。

次に、入山者の数値目標とPRについてであります。ここ数年2,400人を超える登山者が

訪れており、毎年6月の第1日曜日に開催している天塩岳山開きは、北海道で一番早い山開きであり、今年は第30回記念山開きとして、より多くの方に天塩岳の魅力を体験していただくため、山開きと地域交流施設和が舎の宿泊をセットにした企画を計画し、参加者の拡大を図りたいと考えております。

また、入山者の数値目標は設定しておりませんが、近年の登山ブームから入山者は年々増えている状況にあり、市のホームページやフェイスブックに加え、札幌市及びその近郊を中心に発刊の情報誌であるフリーペーパーによるPRをするなど、登山客の集客に向け、あらゆる機会を通し、天塩岳の魅力と情報を発信してまいりたいと存じます。

次に、朝日地区に登山基地機能を持った施設をとのこについてであります。平成22年予算審査特別委員会において、地域交流施設和が舎がビジターセンター的な機能を持てるかどうか検討してまいりたいと答弁いたしました。現在は、登山道の案内や携帯電話受信状況、クマの出没情報など、天塩岳に関する情報がわかるパンフレット、資料などを配置し、登山者への情報提供に努めているところであります。

これら情報については、天塩岳ヒュッテ、朝日総合支所、市のホームページにおいても提供しておりますが、お話にありました、麓から山頂付近の気象状況などの情報が視聴できる登山基地機能については、今後どのようなことができるか検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） これで終わります。ありがとうございます。

副議長（岡崎治夫君） 7番 出合孝司議員。

7番（出合孝司君）（登壇） 2013年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

私がさきに通告しました3件の質問は、いずれも昨日、小池議員、斉藤議員の質問で、多くの部分が重複しておりまして、全部取りやめようと思ったのですが、そうもいきませんので一般質問については1件だけ生活保護基準の引き下げについて、小池議員と重複しない範囲で質問をさせていただき、（仮称）環境センターについては取り下げ、また地方公務員の賃金削減を前提にした地方交付税の引き下げについては、昨日の小池議員の質問に対する答弁に異議はありませんけれども、今回の国の暴挙とも言えるこの措置について、私自身納得がいきませんので、私の考え、意見として、あえて市長の答弁を求めない形で発表させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、生活保護の引き下げについて質問をいたします。

国は今回の生活保護基準の引き下げについて、ここ10数年来、デフレ経済により物価が下落していることを理由に挙げながら、見直しを図るとしてあります。

しかしながら、統計的には全体の物価は下落しておりますけれども、農産物などでは天候不順などにより価格が著しく高騰するなど、厳しい生活が余儀なくされているのが現状だと思っています。ましてや、今、アベノミクスと言われる金融緩和政策により、物価上昇目標を2%

に設定する中、円高が進み、ガソリンや灯油は軒並み上昇しておりますし、これにつられるように電気代も値上げをされるという中で、なぜ今、生活保護基準の引き下げを行わなければならないか、私には理解はできません。

現行の生活保護基準は最低でも守るべきであり、今後の経済状況を考えればむしろ上積みするべきと考えますので、昨日の小池議員の答弁にもありましたが、あらゆる機会を通じて、政府に対し強く要望するよう、再度お願いしたいと思います。

そこで、今回の生活保護基準の削減で影響を受ける土別市の各種施策についてお伺いをしたいと思います。

土別市では、低所得者に対し独自の支援施策を実施しており、その多くは生活保護基準に基づいて制度利用者が決定されています。例えば、市営住宅の減免においては、生活保護基準は7割減免、生活保護基準の1.2倍未満の方は3割減免となっておりますが、今回の削減によって制度の対象とならない世帯が当然発生するものと考えます。

そこで、現行生活保護基準に基づいて実施されている市の施策について、その事業名、制度利用者数、今回の削減により影響を受ける世帯について、まだ詳しく国から基準が示されていないと思いますが、現状の中でわかる範囲でお答え願いたいというふうに思っています。

私は、今回の生活保護基準の削減に伴い、影響を受ける方たちが最低でも出ないように、先ほど言った1.2倍とか、そういった倍率を引き上げるなど、要するに現行受けている人はそのまま受けられるような形にすべきでないかというふうに考えていますので、市のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、地方公務員の賃金削減を前提にした地方交付税の引き下げについてであります。この項目は先ほど述べたとおり、私の勝手な意見として、あえて市長の答弁を求めない形で行いたいと思います。

政府は、長引くデフレを脱却し、強靱な国家を目指す政策として、2012年度における13兆円以上もの大型補正や、2013年度の予算についても、災害関連公共事業等々を含め大型の予算編成をなされました。

しかし一方で、地方自治体に対しては、東日本大震災の支援と称して、現在国家公務員が2年間の時限措置として実施している職員給与の削減平均7.8%を一方的に強要して、その財源分相当の地方交付税を削減すると通告してきております。

昨日の小池議員の質問にもありましたが、地方自治体の賃金や各種の施策は、その地域の独自性や生活環境により、その地方自治体が決定することであり、国が介入することは、それぞれ地方自治を真っ向から否定することであり、決して許されるものではない暴挙であると言わざるを得ないというふうに思います。

もし、このことが今回許されるのであれば、今後地方自治体の独自の施策に対し、地方交付税を人質にしながら、国の考えを押しつけることは可能となり、各自治体は独自の施策をすることができなくなるわけであります。まさに中央集権化、国家独裁化が進むわけでありまして、

こういうことは絶対許されないものと考えます。安倍首相は強靱な国家をつくると言っておりますが、強靱な国家とは中央集権化や独裁国家とは全く違うものであります。今回の措置は、強靱な国家の意味を全くはき違えているとしか考えられません。

また、今回、この施策は新たな都市間格差を生むということであります。土別市を初め全国の多くの地方自治体は財源が乏しく、一般会計の歳入における地方交付税の割合が大きく、その増減が自治体の施策に大きく左右されることとなり、土別市においても一般財源の約50%が地方交付税となっているところであります。

ところが、財源の豊かな都市、例えば東京都や土別市と姉妹都市を提携しているみよし市では、この地方交付税はもともと交付されていないため、今回のこの問題は全く関係がないこととなります。財源がある都市は関係がなく、財源の乏しい都市は窮する。まさに弱者切り捨て、地方切り捨てにほかならないと考えます。富める都市と窮する都市との格差は広がる一方なのであります。

また、地方経済にとっても大きな打撃を受けることとなります。平均7.8%の賃金が、もし実施されるとなれば、例えば市の職員の賃金、月額平均30万円とした場合、1人頭月額約2万3,400円の減額となるわけであります。それが国の指示ですと、7月からの実施となった場合、翌年3月までの9カ月で、賃金だけで1億1,000万円の減額となるわけであります。12月の一時金を加えれば1億5,000万円近い金額となります。

この金額は、本来であれば市の職員の生活費として流通することとなりますが、それがなくなってくることとなります。この金額は、土別市の経済にとって大きな損失となることは言うまでもないと思います。

地方自治を否定して、地域間格差を更に拡大、地域の経済に打撃を与える今回の政府のこの施策は、断じて許してはならないと考えます。

昨日の小池議員の質問に対する答弁で、今後、全道の市長会などあらゆる機会を通じて要請するとありましたが、ぜひ強力な取り組みをお願いする次第であります。私も市職員として30数年間、市に在籍してきておりましたから、国が今回のような地方交付税を人質に地方自治を無視するような暴挙に対しても、なかなか自治体として、大変対応が厳しいというのは承知しているつもりであります。地方自治を守るためにも、市長の慎重かつ大胆な対応をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 昼食の時間でございますが、このまま会議を続行いたします。牧野市長、市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答えをいたします。

生活保護基準については、国は一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、全国消費実態調査等をもとに基準の見直しをしておりましたが、このほど、平成25年度から3年間で、消費ベースで670億円、約6.5%を減額する方針が示されました。今回の基準改定は、生活保護費のうち、月々の日常生活費に相当する生活扶助の基準額について、平成25年8月から27年度まで3年間かけて引き下げるといものですが、市民生活に配慮した激変緩和措置として段階的

に実施することとしています。

小池議員にも御答弁申し上げましたように、日本国憲法によって保障される生存権を実現するための制度の一つとして生活保護法が制定されており、保護法第1条には憲法25条の規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすると規定しており、具体的には生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において、実施すべきことを規定しております。

また、近年の生活保護受給者の増大は、昨今の景気低迷による失業者の増加や急速な高齢化と核家族化の進行など、さまざまな要因が重なって発生しているものであり、単に国や自治体の財政負担の削減のみを目的とした生活保護基準の引き下げは、あってはならないものと考えております。

こうしたことから、全国市長会を通じ、この旨を国に強く要請してきているところであり、今後も市長会との連携を強め、要請に努めてまいりたいと思います。

次に、生活保護基準を用いて利用料等の軽減が行われている本市の独自施策についてであります。

まず影響を受ける事業は、除雪サービス、高齢者入浴助成事業、市営住宅家賃減免事業、上下水道料金軽減、就学援助事業であります。各種制度の直近の利用者数を申し上げますと、除雪サービスでは214世帯、高齢者入浴助成では10世帯、市営住宅家賃減免世帯では257世帯、上下水道料金軽減では63世帯、就学援助では278世帯となっております。

そこで、今後生活保護基準の引き下げが行われた場合の、これらの制度における影響世帯数ですが、国費ベースと同様に、生活扶助基準額が6.5%引き下げになるものと仮定し、試算いたしますと、おおむね除雪サービスで5世帯、入浴助成事業で1世帯、市営住宅家賃減免で105世帯、上下水道料金軽減で4世帯、就学援助で2世帯の方が影響を受けるものと思われませんが、生活保護基準の算定の詳細が示されていないため、生活扶助の引き下げが本市における各種制度に及ぼす影響について、正確に推計することはできない状況にあります。

日本の生活保護の特徴として、生活保護基準以下の生活実態にある方の制度利用率、いわゆる捕捉率が20%以下と極めて低い状況にあると言われており、今回の保護基準見直しに際しても御指摘があったところであり、制度の問題点として言われることもあるわけではありますが、同時に国民の勤勉性や自助努力の精神をあらわしたものとも言えると考えております。

こうしたことから、市の独自施策は、生活保護制度に頼らずに自助努力で生活を切り開こうとする低所得の方々を支え、生活保護制度の課題を補足する意味で、大変重要な対策であると考えております。

国も生活保護基準の引き下げにかかって、他の制度への影響が及ばないように努めるとの方針を示しておりますので、こうした国の具体的な方向性も見定めながら、減免等にかかる収入基準の見直しなど、市の独自制度の運用について、市民生活への影響を極力出さないよう、十分

に検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

副議長（岡崎治夫君） 出合議員。

7番（出合孝司君） これで質問を終わります。

副議長（岡崎治夫君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集をお願いします。

本日は御苦労さまでした。

（午後 0時08分散会）